

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	養育医療の給付と徴収に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

結城市は、養育医療の給付と徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

茨城県結城市長

公表日

令和5年3月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	養育医療の給付と徴収に関する事務
②事務の概要	母子保健法に基づく養育医療の給付、養育医療に要する費用の支給に関する事務及び費用の徴収に関する事務
③システムの名称	宛名管理システム、個人住民税システム、医療福祉システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
養育医療ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の49項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第二の26項、87項(別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第8号別表第二の70項(別表第二における情報照会の根拠)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	市民生活部保険年金課 茨城県結城市中央町2丁目3番地 0296-32-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民生活部保険年金課 茨城県結城市中央町2丁目3番地 0296-32-1111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年3月6日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年3月6日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月15日	IIしきい値判断項目1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成29年12月1日時点	平成31年3月31日時点	事前	時点修正
平成31年3月15日	IIしきい値判断項目1. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年12月1日時点	平成31年3月31日時点	事前	時点修正
平成31年3月15日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	保険年金課長 山中 健司	保険年金課長	事後	役職名表記に修正
平成31年3月15日	IVリスク対策1～9	項目なし	IVリスク対策1～9への記載	事後	項目追加
平成31年3月15日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成29年12月1日時点	平成31年3月15日時点	事後	時点修正
平成31年3月15日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年12月1日時点	平成31年3月15日時点	事後	時点修正
令和2年3月27日	I 関連情報	システム未使用(エクセル管理), 宛名管理システム, 中間サーバー	宛名管理システム, 個人住民税システム, 医療福祉システム, 中間サーバー	事後	時点修正
令和2年3月27日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年3月15日 時点	令和2年3月16日 時点	事後	時点修正
令和2年3月27日	IIしきい値判断項目 1. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年3月15日 時点	令和2年3月16日 時点	事後	時点修正
令和3年3月10日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	保健福祉部保険年金課	市民生活部保険年金課	事後	部署名変更
令和3年3月10日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	保健福祉部保険年金課医療福祉係 茨城県結城市結城1447番地 0296-32-1111	市民生活部保険年金課 茨城県結城市中央町2丁目3番地 0296-32-1111	事後	部署名変更 所在地変更
令和3年3月10日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	保健福祉部保険年金課医療福祉係 茨城県結城市結城1447番地 0296-32-1111	市民生活部保険年金課 茨城県結城市中央町2丁目3番地 0296-32-1111	事後	部署名変更 所在地変更
令和3年3月10日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年3月16日時点	令和3年3月3日時点	事後	時点変更
令和3年3月10日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年3月16日時点	令和3年3月3日時点	事後	時点変更
令和3年9月1日	4. ②	番号法第19条第7号別表第二の26項, 87項(別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第7号別表第二の70項(別表第二における情報照会の根拠)	番号法第19条第8号別表第二の26項, 87項(別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第8号別表第二の70項(別表第二における情報照会の根拠)	事後	番号利用法の号ズレ対応
令和5年3月10日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年3月3日時点	令和5年3月6日時点	事後	時点変更
令和5年3月10日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年3月3日時点	令和5年3月6日時点	事後	時点変更